

子どもの権利に関する推進計画について

【基本施策について】

(1) 基本目標 1 「子どもの意見表明・参加の促進」

① 子どもの参加の機会の充実と支援

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利の一つです。

子どもが自分たちに関係するさまざまな場面で意見を表明し、参加することが保障されることにより、条例の目指す子どもの自立性、社会性をはぐくむなど健やかな成長・発達を支えることができます。

また、札幌市の子どもにかかわる施策全般において、子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。

こうしたことから、市政におけるさまざまな場で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校、育ち学ぶ施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるような支援を行う環境づくりが求められます。

【現状・課題】

- 実態意識調査において、家庭、学校、地域、市政の場で子どもが意見を言ったり参加したりすることについて、大人の『参加すべき』と答えた割合と比較して、子どもの『言うことができる』と答えた割合が低くなっており、子どもの意見表明・参加が十分ではないことがうかがえる結果となりました。
- 「最近1年間で、地域での参加や行動をしたことがあるか」の問いに対して、「全く参加したことがない」と回答した子どもの割合が11.5%に上り、また、「自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか」の問いに対して、「地域行事の企画運営」や「札幌市政」については「特に言いたいことがない」の回答が4割を超えていることから、市政や地域のまちづくりへの参加に対する子ども自身の意識は決して高いものとは言えないことがうかがえます。

【取組の視点】

・市政における子どもの参加の促進

市政におけるさまざまな施策や事業において、子どもの視点を取り入れ、子どもの参加をより積極的に進めていくことが求められます。また、子どもの参

加を進めるためには、子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、子どもが市政について理解を深めることができるよう、子どもに分かりやすい情報発信を積極的に進めていくことが重要です。

・子どもが利用する施設などにおける、子どもの参加の取組の推進

現在、札幌市のすべての児童会館・ミニ児童会館においては「子ども運営委員会」を設置し、利用上のルールを子どもたち自身が決めるなど、子どもが施設の運営に関わる取組を行っています。

今後、児童会館以外の、子どもが利用する他の施設においても、施設運営に子どもの意見を反映することや、また、学校においても、児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めるなど、子どもの参加の機会を充実していくことが重要です。

※【参考】委員会での主な意見

- 三者会議とあって、生徒・教員・親が一緒になり、同じ立場で話し合う機会を持っている。自分たちが学校生活を送るに当たっての大事な問題を話し合うので、非常によい活動である。このような場を区や町内会などでも設けることができれば、いろいろな意見を聞くことができるのではないか。

・子どもの参加の啓発及び地域における参加の支援

出前講座やフォーラム等を通じた広報・啓発活動により、家庭における子どもの参加の理解促進を図る必要があります。

また、子どもが地域の活動に参加する機会の充実に向け、市民が子どもの参加に関する知識を習得するための支援や人材育成を進めること、さらには、学校教育と地域との連携や地域が主体となる事業への子どもの参加を地域に対しても積極的に働きかけていくことなどが求められます。

② 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

子どもの社会への参加体験や自発的な活動体験といった経験の不足が指摘される中、子どもの成長にとって、学校や地域での生活のさまざまな場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験な

どの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性をはぐくんでいくためにとても大切です。

このことから、子どもが意欲を高めるための学びの環境や多様な体験機会が得られるよう取り組みを進めていく必要があります。

【 現状・課題 】

- 実態意識・調査の大人に対する問い「学校や家庭生活以外で体験してほしいこと」について、「お年寄りとふれあう」（76.5%）、「障がいのある人とふれあう」（67.2%）、「各種ボランティアへの参加」（57.3%）、「身近な地域の会社を訪問して職業体験をすること」（41.4%）、「外国の人と積極的に交流」（41.4%）、「地域の祭りに主体的に参加」（38.6%）、「環境に配慮した取組への参加」（36.0%）、「地域などでまちづくり活動に参加」（28.9%）となっています。
- 「札幌は子どもが自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うか」という問いに対して、『思う』と回答した割合は大人が55.4%、子どもが42.4%となっており、いずれも高い結果とはいえません。

【 取組の視点 】

・さまざまな学びに対する支援

読書環境の充実、食育や環境教育の推進など、子どもの豊かな心をはぐくみ、可能性を広げることにつながる学びを充実する取組が求められます。

・多様な体験機会の充実

学校や地域などにおいて、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流など体験型の活動機会の充実に向け取り組むことが重要です。

また、職業体験やプレーパークづくりなど、行政が地域、関係団体などと連携を図りながら、子どもの主体的な体験の機会の充実を図ることが求められます。

※【参考】委員会での主な意見

- 比較的小学生以上を対象としているようだが、乳幼児やそれに対する親への取組も重要。
- 札幌市内にもいろいろな体験をする場所があるが、各所管がそれを共有して、連動して機会をさらに充実させていくことがないとあまり意味がない。
- 多様な体験機会の充実について、プレーパークなど具体的なことを検討してほしい。

※【参考】子どもとの意見交換会での主な意見

- 「子どもの参加」について、例えば、学校祭で自主的な催しを行っており、作業やお互いの意見の折りあいをつけるが大変だが、達成感がある。
- 学校、保護者、生徒（子ども）の代表が集まり学校課題の解決に当たる「三者会議」は、意見を述べることに緊張もするが、非常に有意義な経験。学校や保護者の意見にも共感できる部分があり、自分たちの意見のみを主張すべきでないと感じた。
- 「子どもの参加」を進めていくためには、回覧板や広告などできっかけを作り、興味をひくため、例えば実際の参加者の体験談を載せる、一年間の活動を掲載したものを作成する内容を充実させると良い。
- 子どもは自分の興味があることしかやらない。
- 参加するきっかけとしては、保護者や学校からの勧めが多い。（参加した結果、おもしろいと感じることが多い。）他にはパンフレット等の広報物を見て面白そうだと思った。

(2) 基本目標2 「子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり」

① 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感することが重要です。家庭、そして地域社会全体に見守られ、支えられているという安心感の中で日々の生活を過ごし、周りとのつながりや信頼関係、自分自身に対する自信を築いていくことのできる、安全で安心な居場所づくりが必要です。

【 現状・課題 】

- 実態・意識調査の子どもに対する問いで、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について『思う』と答えた割合が80%を超える一方で、「自分のことが好きだ」「自分は人から必要とされている」については『思う』が50～60%台と、これらに比べてやや低い結果となっています。
- 「ホッとでき安心していられる場所」については、「家で家族と過ごす場所」39.6%、「自分の部屋」37.3%のほかは、学校、公園、児童会館などすべて5%未満の回答となっています。
- 大人に対する問い「近所の子どもの関わりの有無」では、「出会ったときにはあいさつをする」が64.6%のほか、「関わりはない」との回答も23.8%となっており、関わりがない理由として「近所に子どもがいない」(65.6%)、「忙しくて時間がない」(21.2%)のほか「関わる方法がわからない」11.3%に上ります。

【 取組の視点 】

・保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

子どもの豊かな育ちにおける家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図る必要があるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより仕事と子育ての両立の支援等が必要です。

また、特別な支援を要する子ども及び保護者に対する配慮が求められます。

※【参考】委員会での主な意見

- 家庭の「居場所」となると、家事や育児、経済問題等壮大なテーマに向かって努力する必要があり、行政で保障することにはならないし、どの程度の覚悟を持って文言に盛り込むのか、大変である。
- 家庭を行政の施策として盛り込むのは解釈が難しい部分もあるので、あえて家庭における環境づくりではなく、「保護者への支援等」の表現でよいのではないか。

・子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり

学校におけるいじめの早期発見、対応や相談しやすい環境づくりが求められるとともに、ピア・サポートなど子ども同士が互いに支え合うための取組も重要です。

※【参考】委員会での主な意見

- 「施設」については、進学塾や学習塾も入るのか。(→事務局：塾というイメージは持っていない)
- 公設公営のものに関しては市とも連絡がとりやすく連携もとれるが、民設民営だとどうしてもネットワークが足りない。予算を要しない、連絡会議を行うなど改善できることはある。

・子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもの見守り活動をはじめとして、地域住民が関心を持って子どもを見守るための取組を支援するなど、子どもが地域において安全・安心に過ごすための地域づくりを進める必要があります。

※【参考】委員会での主な意見

- 安全・安心の面からすると物理的な「居場所」、例えば保育園、児童会館、地域で見守る空間、安心して遊べる公園が重要である。

- 公園などで画一的な規則を作るのではなく、自分たちで話し合っ
てルールを作ることができるよう、地域の人間関係を確立する必要がある。
- インターネットの情報から子どもを守るという趣旨であれば、犯罪や不審者から子どもを守るということも子どもの権利を守る大事なことである。(事務局：安全・安心、情報化という中でもさらに整理することもあり得る。)

② 活動を通して人間関係を作りあえる環境づくり

子どもが健やかに成長し、自立性や社会性をはぐくんでいくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

子どもが主体的な遊び、スポーツ、サークル活動、社会活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことのできる環境づくりを進める必要があります。

【 現状・課題 】

- 実態・意識調査では、子どもに対する問い「最近1年間で、地域での参加や行動をしたこと」について、最も高い回答が「地域のお祭り」の72.3%であり、それ以外の「電車やバスでお年寄りや体の不自由な人に席をゆずる」、「地域のスポーツやレクリエーション大会」、「募金・献血などの活動」、「地域の清掃や防災活動」についてはいずれも回答が20~30%程度となっています
- ボランティア活動についての経験については、『活動の経験がある』が50.2%、『まったくしたことがない』48.8%をやや上回る結果となっています。したことがない理由としては「身近にする機会がない」(52.8%)が最も多く、続いて「何をすればよいかわからない」(11.4%)「興味がない」(11.1%)となっています。

【 取組の視点 】

・子どもの主体的な活動の促進・支援

ボランティア活動、サークル活動、スポーツ活動など、子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体・NPOの関係団体との役割分担や連携のもと、機会の充実に向けた支援が求め

られます。

また、中高生の居場所づくりとして、児童会館における利用促進のための取組の充実も重要です。

※【参考】委員会での主な意見

- 子ども会が減っているなど、「子どもを受けとめはぐくむ環境づくり」ができていない。町内会活動も高齢者が中心となっており、子どものいる家庭はなかなか参加しづらい実態がある。
- 中高生も主体的にいろいろと取り組んでいるが、地域や世代といった縦横の広がりを持ちづらい。側面的に支援できるような形になればよい。
- 地域のためにさまざまな活動をしているNPOも多く、これらの団体がうまくつながることで子どもをサポートする方法がないか。
- 各種スポーツ団体や中学校の部活動といったものは大きな子どもの居場所となる。こういったところに対する支援は考えられないか。(事務局：案を作る中で関係部局と検討していく。)
- 異学年で交流する機会がなくなってきており、意図的に行わないと縦の関係はなかなかできない。
- 近所によく知っている大人がいることが、子どもがほっとできる居場所につながる。子どもができることを少しずつふやすためには、活動に関わる大人をどうふやすかが重要である。

※【参考】子どもとの意見交換会での主な意見

- 安心できる場所は、家、学校、児童会館、図書館などであり、理由は、安心できる人がいる、話の合う友だちがいる、相談できる人がいる、自分の世界を持つ、いつも過ごしているから落ち着くなど。
- 安心できない場所は、家、学校などであり、理由は、(保護者から)兄弟と比較される、子ども扱いされる、勉強しろと言われる、うるさい、束縛されるなど。

- 安心して過ごす居場所を作るためには、意見を言うことができる雰囲気づくり、他人の意見を否定しないなど「自分の意見が尊重されること」が重要。
- 居場所ができると、色々な人と出会い、自分の好きなことや得意なことが見つかるので、いきいきとし、自分が成長できる。

(3) 基本目標3 「子どもの権利の侵害からの救済」

① 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

いじめや児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害です。いじめなどの権利侵害に対しては、学校や子どもアシストセンター、各種相談機関などによって、権利侵害を受けている子どもを、迅速かつ適切に救済するとともに、いじめ対策などの充実を図ることが求められます。

また、児童虐待に対する対応が急増・複雑化する中で、児童相談所が専門機関としての十分な役割を發揮できる体制のもとで、虐待に対する対応の充実を図る必要があるほか、早期発見・早期対応を図るため要保護児童対策地域協議会を基盤として、関係機関の緊密な連携を進める必要があります。

【現状・課題】

- 実態・意識調査において「札幌市で子どもの権利が守られているか」の問いに対して『守られている』と回答した割合は大人が48.4%、子どもが48.3%、『守られていない』は大人が15.4%、子どもが21.3%との結果となっています。
- 「条例に定められている権利で『守られていない』と思うもの」との問いに対して、「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」が大人、子どもともに高い回答割合となっています。
- 札幌市児童相談所の児童虐待の受理件数は年々増加傾向にあり、平成21年度は年間620件となっています。社会状況を反映して、内容も深刻化・複雑化し、解決に困難を要する事例も増えている状況であります。
- 子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の平成21年度の相談件数は1,278件と平成20年度と比較して1.7倍となっていること、また、実態・意識調査において、子どもに対する認知度の調査結果では『聞いたことがある』という回答が73.4%と高い結果となっており、気軽に相談できる場として認知されてきており、また権利侵害からの救済について、一定の役割を果たしています。

【 取組の視点 】

・子どもの権利に関する相談及び救済

子どもがさまざまな悩みなどを安心して相談できるよう、環境づくりを進めることが求められるとともに、権利侵害に対しては、子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）などにおける適切な救済が必要です。

また、学校においても、いじめの早期発見、問題の解決などに関する対応の充実が求められます。

さらに、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図っていく必要があります。

・児童虐待に対する対応

児童虐待に対する対応が急増・複雑化する中で、児童相談所が専門機関としての十分な役割を発揮できる体制のもと、虐待に対する適切な対応が必要です。

また、早期発見・早期対応を図るため要保護児童対策地域協議会を基盤として、関係機関のより効果的な連携を進める必要があります。

※【参考】委員会での主な意見

- 児童相談所の数があまりにも少ない。子どもの権利についての取組として児童相談所の状況は真っ先に解決すべきではないか。
- 子どもの気持ちを受けとめる地域があるということも、子ども権利侵害からの救済ということでは重要なポイントであり、基本目標2と関連させながら子どもの気持ちを受けとめる救済の仕組みがあるとよい。
- 関係機関の連携や虐待から守られる仕組みづくりで、要保護児童対策地域協議会の、活動の活性化も求められる。

② 権利侵害を起こさない環境づくり

現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを救済することはもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが重要です。

子どもが権利侵害を受けていることを意識しにくい、被害が表面化しにくいといった特徴を踏まえると、まずは大人が子どもの権利について正しく理解し、

権利侵害に対する意識を高めることが重要であるとともに、虐待の予防の観点から、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るなど、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整える必要があります。

また、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、他者を尊重する意識を醸成できるような取組を進めていくことも大切です。

【 現状・課題 】

- 実態・意識調査において、「子どもの権利条例」について、『聞いたことがある』と回答した割合は大人の51.0%に対し、子どもは35.6%と低い結果となっています。
- 平成20年度に実施した「札幌市子育てに関する実態・意向調査」において、「子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること」という保護者への問いに対し、「子どもを叱りすぎている気がする」との回答割合が、小学校低学年の保護者では40.0%、就学前児童の保護者では42.0%となっています。

【 取組の視点 】

・権利侵害等に対する意識の啓発

大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害について意識を高めることができるよう啓発活動に積極的に取り組むことが求められます。

また、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、お互いの違いを認め尊重し合う子どもの権利を含めた人権に関する教育などの充実を図る必要があります。

・育児不安を抱える家庭への支援

保護者の育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などにより、児童虐待を未然に防止することが重要です。

※【参考】委員会での主な意見

- 相談できない子どもの思いをどう酌み上げるかという仕組みづくりについて、例えばフリースクールと行政の定期的な会合など、今あるさまざまな連絡協議会のような場の拡充、充実をできないか。
- 朝鮮学校の子どもは自分たちを理解してもらうために情報発信をし、日本の子どもと交流したいと言っており、それができれば共通の場での学びが可能となる。例えば子どもの権利の日のイベントでできないか。（事務局：朝鮮学校だけに限らないが、まずはお互い理解し合う場をふやすというのは大事であり、その部分を踏まえて表現を調整したい。）
- 子どもが相談しやすい仕組みや子どもが安心してだれかに話せる環境づくりは非常に重要だが、一番深刻な虐待やいじめを受けている子どものほとんどは自ら相談しない。権利侵害が生じているかもしれないと気づくことのできる環境づくりが大事。その意味で「保護者等に対する取組」ではなく、すべての市民としなければならない。

※【参考】子どもとの意見交換会での主な意見

- 子ども権利とは、勉強すること、助けてと言えること、批判をされずに自分の意見を言えること、いじめ、虐待、差別を受けないこと、プライバシーが守られることなど。
- 自分たちが感じる子どもの権利侵害は、国籍による差別、いじめ、周囲を気にして自分らしさを出せない、学校の成績など秘密を他人に知られることなどがある。
- 権利侵害が起きる理由は、歴史の認識不足、子ども同士では、相手のことが気に入らない、人と違って目立っている、大人が子どもの権利を侵害する場合は、子どもは大人に従うのが当たり前だと思っている、子どもに権利侵害があるのを知らないなどがある。
- 特にいじめは、自分がいじめられないために他の人をいじめる、先生に報告するとよりいじめが増えるといった悪い連鎖が起きている。

- 権利侵害を起こさないためには、民族による差別であれば、まずは違う国や民族の文化を知る、歴史を学ぶ、日本人と同じように普通に接する、また、いじめであればクラス全体で解決する、環境を変える、自分もだれかをいじめないこと。他には意見を言える場をつくる、個性の違いを受け入れる、相談機関や周りの大人に相談するなど。

(4) 基本目標4 「子どもの権利を大切にする意識の向上」

① 子どもの権利に関する広報普及

条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人、すなわち、市民一人ひとりが、日ごろから子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが求められます。

そのためには、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する広報普及に積極的に取り組む必要があります。

【現状・課題】

- 実態・意識調査において、「子どもの権利条例」について、『聞いたことがある』と回答した割合は大人の51.0%に対し、子どもは35.6%と低い結果となっています。

【取組の視点】

・広報・普及

子どもの権利についてのパンフレットやニュースレターなどの広報物、「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」を契機とした取組とともに、子どもの成長・発達段階や相手方に応じた工夫や市民との連携・協力を図り、効果的な広報により理解促進を行うことが求められます。

※【参考】委員会での主な意見

- 根本からなかなか十分な深まりがないことを考えると、パンフレットや広報物だけではなく、もっと直接的に深めるような働きかけが考えられないか。
- 例えば、テレビなどのメディアを使い、ストーリー性のある番組を作ればよいのではないか。
- 「子どもの権利を推進する札幌市」等のキャッチフレーズにすることで意識が高まるのではないか。

- NPOなどの市民団体等に普及啓発をしてもらうのも一手段である。PTA協議会も協力したい。
- 計画をアピールするときはくだけた言葉も使いながら、子どもにもわかる表現をぜひ考えてもらいたい。子どもたちも一緒になって考えたりするとよい。
- 小さい子どもを持つ親に知ってもらえるよう母子手帳への掲載や検診の際に知る機会を設けたり、札幌市への転入者が知ることができるような配慮、札幌市民便利帳への掲載も1つの方法ではないか。

② 子どもの権利に関する学びの支援

子どもが正しく権利を行使するためには、自分の持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解する必要があります。

また、子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要があり、大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながると言えます。このため、市民、とりわけ子どもに直接関わる大人が、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう取組を進める必要があります。

【 現状・課題 】

- 平成21年度について、すべての市立幼稚園及び小中高等学校管理職対象に子どもの権利に関する研修会を実施しました。また、一般教諭に対しては、10年経験者等に対する研修を実施した。さらに、64%の学校において、校内の全教員を対象とした子どもの権利に関する校内研修を実施しています。
- 「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、実践研究を進めているほか、各学校において条例の趣旨を生かした教育活動の一層の充実が図られるよう「子どもの権利に関する指導の手引」を作成し配布しています。
- このほか出前講座のほか、研修会や会議等の機会を活用して、説明等を行っています。

【 取組の視点 】

・ 子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報普及活動に加えて、出前講座や研修等、大人に対する学びの支援のより一層の充実が求められます。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、さまざまな媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組の充実が求められます。

・ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、教員向けの研修や子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援が求められます。

※【参考】委員会での主な意見

- 認知度が大人よりも子どもが知らない人が多い。学習というところが、十分機能しているか評価をいただきたい。
- 子どもの権利を正しく理解するというところに、人権全般を学ぶ視点があるべき。
- 権利を具体的に行使し、体験する機会がないと学びにはならないため、さまざまな良い事例を収集し、事例集をつくっていただきたい。
- 「子どもの権利に関する学びの支援」には学校教育における学びを支援するものなのか。
(事務局：学校の役割は大きいですが、地域、家庭の大人に対する支援も含めている)
- 【取組の視点・例】に「子どもに関わる大人に対する学びの支援」とあるが、地域住民としては関係性をもっているため「子どもに関わる」と限定する必要はないのではないか。

※【参考】子どもとの意見交換会での主な意見

- 配布される広報物は内容が固そうで興味がわからない。(パンフレットを見たことがあるのは半分位。)
- 広報物などを見ていないので、子どもの権利を正しく理解していない、誤った内容で覚えてしまう。

- 広報物を見るためには、アニメ・マンガなど15～20分程度のDVDを作成し、親しみやすくする。
- 他の意見としては、「学校祭で先生が演劇で発表する」、「間違い探し」、「検定」、「パンフレットに子どもの権利一口メモを入れる」、「学活の時間に使う」、「授業の題材で使用する」、「作文を書く（賞品付き）」ほか、市の広報誌などで大人に対しての広報も必要。
- 小学生低学年と高学年、中学生、高校生で内容や伝え方を変える。